

第28回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月10日（金） 午前9時30分から午前10時10分まで
2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第4委員会室
3. 出席委員（9名）

会 長	古賀	正廣
会長代理	石橋	祐一
3番委員	中島	照章
4番委員	梅野	節子
5番委員	鳥越	孝広
6番委員	内野	和幸
7番委員	境	タヅ代
8番委員	松山	規子
9番委員	池端	祥久
4. 欠席委員（0名）
5. 議事日程

審議事項	
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第3号	農用地利用集積等促進計画（案）策定の要請について
報告事項	
報告第1号	農地法第5条の規定による届出申請について
報告第2号	非農地証明について
報告第3号	非農地証明について（国土調査分）
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次 長	野田	稔雄
職 員	鬼木	真理子
職 員	福浦	忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第28農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、2番委員と3番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名します。

各委員 はい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、3件の申請がございます。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。まず所有権移転分の1件でございます。
 こちらは管理が困難となった〇〇さんが、お隣にお住いの〇〇さんへ売買でまとまったものがございます。
 次に貸借権設定で2件ございます。
 1番2番共に期間満了によるもので、市街化区域内の農地を引き続き認定農業者の〇〇さんが使用貸借10年間の更新申請でございます。
 いずれも各項目に該当せず、許可基準を満たしていると思われま。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 それでは次に地区担当委員の意見に入ります。
 1番は、7番委員でございますので意見をお願いいたします。

7番委員 〇〇さんは同じ集落内の方で長年農業をされております。規模拡大で今までどおりタケノコ栽培を行うということなので、特に問題はないと思っております。

議長 ありがとうございます。
 まず、1番案件にご質問がある方は挙手願います
 (挙手なし)

議長 挙手がないため質問なしとして採決に入ります。
1 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で1 番案件は、許可に決定します。

議長 次の貸借権設定については、共に6 番委員ですので意見ををお願いします。

6 番委員 はい。〇〇さんは認定農業者であって、きちんと農業をされておりますので何ら問題はありません。

議長 ありがとうございました。
質問がある方は挙手をお願いします。
(挙手なし)
挙手がないため質問なしとして採決に入ります。
1 番2 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で2 番案件は、許可に決定します。
次に

議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議長 このことについては、16 件の申請がございます。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは推進機構取扱いの貸借権設定のものでございます。
1 番は、かねてよりブドウ栽培地を探されていた〇〇さんが、2 筆を使用貸借でまとめたものでございます。
2 番は、〇〇さん貸借期間満了と同時に〇〇さんと交代されるものでございます。内容は同様の使用貸借でございます。
3 番は、〇〇さん自作地の2 筆を地域で若手となる〇〇さんへの新規貸借でございます。
4 番は、すでに4 年前からシャインマスカット栽培を初められていた〇〇さんが、3 筆を正式に貸借申請でございます。新規就農者扱いとなる方でございますので、別紙2 の営農計画書を作成いただいております。
5 番は、亡くなられた〇〇さんが耕作されていた3 筆を、新たに農事組合法人〇〇での使用貸借申請でございます。こちらは農地集積となるものでございます。
6 番から最後の16 番までは、全て〇〇さんの貸借期間満了による更新設定のものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
ご意見ご質問がある方は挙手願います。
(挙手なし)
質問なしとして採決に入ります。
議案第2号は、いつもどおり一括採決にしたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、一括採決といたします。
議案第2号に賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手確認)
ありがとうございます。
全員賛成で案どおりに決定します。
次に

議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)策定の要請について

議長 売買事業については2件あっております。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 こちらについては、8月総会において買入協議要請を審議いただき、この度、買主が定まったことから促進計画(案)策定の要請を行うものでございます。
あっせんを行っていただいた結果、買入者は、現在の耕作者である〇〇さん購入にまとまったものでございます。以上です。

議長 それでは審議に入ります。
質問がある方は挙手願います。
(6番委員の挙手)
6番委員どうぞ。

6番委員 買入協議で税控除が拡大するのは、売り手の方ですか。

議長 事務局お願いします。

事務局 譲渡所得の特別控除が拡大しますので、土地の売り手になります。

議長 よろしいですか。

6 番委員 はい。

議長 他にございませんか。
(挙手なし)
挙手がございますので、採決に入ります。
この案件も一括採決でよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは一括採決にいたします。
議案第 3 号に賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で案どおりに決定します。
次に報告に入ります。

報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の届出申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1 番は、転用にて蓄電池施設の設置でございます。
2 番は、すでに建物の敷地に利用されているため、転用による取得整理をされる
ものでございます。なお、顛末書の添付を求め、提出いただいております。
3 番は、自宅と自宅横にある農地をまとめて処分希望のため、住宅地敷地拡張で
の転用で取得でございます。以上です。

議長 ご質問がある方は挙手をお願いします。
(挙手なし)
無いものとし、次に進みます。

報告第 2 号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。全て市街化区域内の土地で、住宅や更地になっている土地の処分あたり、
登記地目変更のためのものでございます。以上です。

議長 ご質問がある方は挙手願います。
 (挙手なし)
 無いようですので次に進みます。

報告第3号 非農地証明について(国土調査分)

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 こちらの土地一覧は、令和6年に現地測量等が終わり、令和7年12月頃の縦覧実施の前に国土調査室より農地異動についての意見を求められたところがございます。そのため、疑念があるものについては、地区担当の委員とともに現地調査を行ったところ。その結果、総会資料の記載地については農地から外れる決定を行ったため、この度、報告するものでございます。

 しかし、あくまでも意見であるため、現時点では確定ではございませんので、概ね、総面積分の規模が農地から外れるものとしてご覧ください。

 なお、例年であれば、この後、縦覧が実施され、最終結果が確定したうえで、年明け頃に登記変更申請と移り順次登記変更がされていくものでございます。以上です。

議長 ご質問がある方は挙手願います。
 (挙手なし)
 無いようですので次に進みます。

議長 以上で審議、報告を終わります。
 これをもって第28回総会を終了いたします。

閉会

以上